

# 障害のある学生への 支援・配慮事例 【肢体不自由】

平成 27 年 4 月

## 事例の紹介にあたって

大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において各校の状況に応じた具体的取組の検討をする際の参考資料として、障害学生支援の一助となれば幸いです。

### 1. 趣旨・背景

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しています。一方、平成26年2月17日には障害者権利条約が我が国において発効し、平成28年4月には障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行される予定で、国公立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となります。本機構では、こうした動向を踏まえ、障害のある学生からの支援の申し出に対して、適切な対応を行なうために参考となる取組事例の収集を目的とする調査を実施しました。

今般御紹介する事例は、各大学等において実際に学生に配慮を行なった事例です。これらはそのまますべての大学等における「合理的配慮」となる性格のものではありませんが、大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において、各校の状況に応じた具体的取組を検討する際の参考資料として提供するものです。

### 2. 紹介事例について

ご提供いただいた事例のうち、肢体不自由38例を紹介しています。

#### 1) 紹介事例の選択方法

支援・配慮は、各大学等の状況により異なります。さまざまな状況における支援・配慮のあり方を示すため、紹介事例は以下の考え方で選択しました。

- ・ 支援の申し出から、学生本人と大学との協議、提供された支援のプロセスや申し出に対応できなかったときの理由などがよくわかるもの。
- ・ 限られた資源や制約の中で工夫されたもの（支援内容が重複する場合は、記述内容の詳細なものを選択する）。
- ・ 提供校の以下の要素に、できるだけバリエーションをもたせる。

設置形態（国公立）、学校種（大学、短期大学、高等専門学校）、  
学校規模（在籍学生数）、支援体制（委員会や支援担当部署の状況）等

#### 2) 閲覧にあたっての注意事項

ここで紹介する事例は、推奨される事例や最低限ここまでは実施しておくべき事例といったものではなく、個々の大学等において実践された多様な取組例の一部です。各大学等においては、各校の状況を踏まえた合理的配慮を検討する際の参考資料の一つとしてご活用いただければ幸いです。

なお、障害学生の個人情報保護に配慮し、各事例における個別情報（学校名、機関名、障害学生の個人情報等）は、紹介していません。学校や地域が特定できるような部署、学部学科、組織の名称等の固有名詞は、一般的な用語や表現に置き換えて紹介していますのでご了承ください。

### 3) 参照すべき資料

大学等における合理的配慮の基本的な考え方については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」の「9. 関連資料」をご参照ください。また、合理的配慮を含む障害者差別解消法の基本的な考え方については、内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）をご覧ください。また合理的配慮を各組織の状況に合わせて行なうべきことや、配慮要望・申請に対する対応手順や過度な負担の考え方などについては、厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」（労働政策審議会障害者雇用分科会）を参照することもできます。

○内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

○厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047446.html>

### 4) 事例の見方

事例紹介ページは、障害種別の詳細区分（上肢機能障害、下肢機能障害、他の機能障害及び重複）ごとにページが分かれています。

- ・各ページの事例は、学校規模（全体の学生数）の大きい順に並んでいます。
- ・各ページには、以下の場面ごとの索引があります。
  - 入学者選抜等（受験上の配慮を含む）
  - 授業、試験、移動、施設改修等
  - 進級、卒業、就職、学外実習等
  - 学生相談、カウンセリング等
  - 学外生活（通学・入寮等）
- ・索引見出しには、学校規模と設置形態（国公立）及び支援内容のわかるキーワードがついています。
- ・事例紹介ページは、「学校基本情報」「(1) 支援の申し出」「(2) 対応について」「(3) 学生の反応、感想等」のブロックから構成されています。事例閲覧者は、これらの情報と自校の状況を比較することにより、自校における支援・配慮のあり方を検討することができます。

学校基本情報…「平成26年度（2014年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の回答によるものです。紹介事例は、平成26年度に実施され

たものとは限らないため、事例実施時と支援環境等に相違がある場合があります。支援・配慮を行なった学校の基本的な情報や、支援実績、対応組織体制、どのような支援が行なわれているかなど、その学校の基礎的環境整備の状況を概観することができます。なお[～障害学生への実施支援]欄に書かれている支援内容は、その障害種別の学生に対してその大学等が全般的にどのような支援を提供していたか（平成 26 年度）であり、事例の学生に対して提供された支援内容ではありません。

- (1) 支援の申し出…支援を申し出た学生の基本情報（申し出のあった障害種別、学部学科、学年）などです。申し出者は本人であることも、本人以外、あるいは両者であることもあります。
- (2) 対応について…[申し出を受けた部署] [対応の手順] [学生との話し合い][支援内容][学内協議参加部署・機関][ニーズへの対応]の各項目が記載されています。申し出に対して各校がどのような対応を行なったかが示されます。大学等の体制整備の一環として対応窓口の設置状況や対応プロセスがわかるとともに、学生等の申し出者との話し合いの内容を知ることができます。各校の状況によって必ずしも学生等からの申し出（ニーズ）に応じることができなかったケースもありますが、その場合は対応できなかった理由などが記載されています。
- (3) 学生の反応、感想等…学生等からの反応や、その後の経緯などのフィードバック情報がある場合に記載されます。

### 3. 調査の概要

紹介事例の収集にあたっては、全国 416 校の大学等からご提供いただきました。ご協力ありがとうございました。

#### 1. 調査対象

全国の大学、短期大学及び高等専門学校のうち、障害のある学生が在籍している学校（811 校）

※平成 25 年度（2013 年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査による。

#### 2. 調査方法

抽出調査

（配布方法：送付状郵送、調査票ウェブサイト配信 回収方法：電子メール）

#### 3. 調査期間

平成 26 年 7 月 1 日～7 月 31 日

# 目次

## 上肢機能障害

事例 No. 1 肢体不自由・上肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (授業)	-----1
事例 No. 2 肢体不自由・上肢機能障害 私立大学(2,000~4,999人) (授業)	-----2
事例 No. 3 肢体不自由・上肢機能障害 私立大学(1~499人) (授業)	-----3

## 下肢機能障害

事例 No. 4 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (学外)	-----4
事例 No. 5 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(5,000~9,999人) (授業)	-----5
事例 No. 6 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(5,000~9,999人) (授業)	-----6
事例 No. 7 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(5,000~9,999人) (進級)	-----7
事例 No. 8 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(5,000~9,999人) (進級)	-----8
事例 No. 9 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(5,000~9,999人) (授業) (学外)	-----9
事例 No. 10 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(2,000~4,999人) (入学) (進級)	-----10
事例 No. 11 肢体不自由・下肢機能障害 公立大学(2,000~4,999人) (入学) (授業)	-----11
事例 No. 12 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(2,000~4,999人) (授業)	-----12
事例 No. 13 肢体不自由・下肢機能障害 公立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----13
事例 No. 14 肢体不自由・下肢機能障害 公立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----14
事例 No. 15 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----15
事例 No. 16 肢体不自由・下肢機能障害 国立高専(1,000~1,999人) (授業) (学外)	-----16
事例 No. 17 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----17
事例 No. 18 肢体不自由・下肢機能障害 公立短大(500~999人) (入学) (授業) (学外)	-----18
事例 No. 19 肢体不自由・下肢機能障害 私立短大(1~499人) (授業)	-----19

## 上下肢機能障害

事例 No. 20 肢体不自由・上下肢機能障害 私立大学(10,000人以上) (授業) (進級)	-----20
事例 No. 21 肢体不自由・上下肢機能障害 私立大学(10,000人以上) (授業) (相談)	-----21
事例 No. 22 肢体不自由・上下肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (進級)	-----22
事例 No. 23 肢体不自由・上下肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (授業)	-----23
事例 No. 24 肢体不自由・上下肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (進級)	-----24
事例 No. 25 肢体不自由・上下肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (入学)	-----25
事例 No. 26 肢体不自由・上下肢機能障害 私立大学(10,000人以上) (授業)	-----26
事例 No. 27 肢体不自由・上下肢機能障害 私立大学(5,000~9,999人) (学外)	-----28
事例 No. 28 肢体不自由・上下肢機能障害 国立大学(5,000~9,999人) (授業)	-----29
事例 No. 29 肢体不自由・上下肢機能障害 私立大学(5,000~9,999人) (入学) (授業)	---30

事例 No. 30	肢体不自由・上下肢機能障害	国立大学(2,000～4,999人)	(授業)	(進級)	---	31
事例 No. 31	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(2,000～4,999人)	(授業)	(学外)	--	32
事例 No. 32	肢体不自由・上下肢機能障害	公立大学(1,000～1,999人)	(授業)		-----	33
事例 No. 33	肢体不自由・上下肢機能障害	国立高専(1,000～1,999人)	(授業)		-----	34
事例 No. 34	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(1,000～1,999人)	(授業)		-----	35
事例 No. 35	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(500～999人)	(進級)		-----	36

### 他の機能障害及び重複

事例 No. 36	肢体不自由・他の機能障害	私立大学(5,000～9,999人)	(授業)		-----	37
事例 No. 37	肢体不自由・他の機能障害	私立大学(2,000～4,999人)	(授業)	(学外)	-----	38
事例 No. 38	重複(下肢機能障害・難聴・病弱・虚弱)	国立大学(2,000～4,999人)	(授業)	(学外)		39

### 索引

場面別索引	-----	40
-------	-------	----

事例No.1

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	上肢機能障害	理系	2年次	申し出者	本人
申し出内容	上肢に麻痺があり筆記が困難であるため、授業においては代筆ノートテイク支援の利用を希望したい。また、定期試験においては、代筆支援に加え、時間延長、機器(ブックスタンド、磁気ボード)等の持ち込み、場合によっては別室受験などの配慮を希望したい。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	当該学生の担任、及び本学の障害学生支援部署
対応の手順	学期が始まる前に、当該学生、担任、障害学生支援部署の教員、支援学生の代表が一同に会し、本人が組み立てた授業のスケジュールを確認し、本人の要望を調査した。そして、本人のニーズに基づき、本人が所属する教育組織長と障害学生支援部署長の連名で配慮依頼文書を作成し、担任を通じて、当該学生の指導にあたる教員に周知を行なった。また、定期試験の内容が事前にわかる科目については、支援を実施するために、事前にとるべき対応を確認した。
学生との話し合い	本人の要望に対し、障害学生支援部署の教員が提案した支援内容に納得した。
支援内容	本人からの要望があった授業においては、本学の支援学生制度を利用して、学生による代筆支援を実施した。 定期試験に関しては、本人が所属する組織の大学院生が専属支援学生として代筆支援を行なった。また、ティーチング・アシスタント立会いのもとに、上述の機器を持ち込み、別室で試験時間を延長(1.3倍)して行なった。時間延長によって連続する科目の試験時間が重なってしまう場合には、どちらかの開始時間をずらすといった配慮を実施した。
その他	授業を開始してみて、通常の椅子は本人の身体への負担が大きいことがわかり、肘置きとキャスターがついた椅子を購入する等の配慮を随時行なった。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

その後の試験においては、支援してくれた大学院生と密に連絡を取り、次回の試験時の支援を事前にお問い合わせするといった配慮を本人が自発的に行っていた。
---

事例No.2

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 学生支援委員会	支援担当部署・機関 学生支援センター、保健センター、教務課、学生相談室
肢体不自由学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、提出物期限の配慮、個別指導			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上肢機能障害 (高次脳機能障害)	人文社会学	4年次 男	申し出者	本人
申し出内容	上記、病状により授業内においての配慮の申し出があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援委員、担任、学生支援センター
対応の手順	担任教員、学生支援委員から支援内容のニーズの聞き取りを行なった後、学生支援委員会で協議した。その後、学生の履修科目の全教員に支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生支援委員、担任教員が支援内容の希望を聞き取り、学生支援委員会での協議の結果と履修科目の教員の回答を学生に説明した。
支援内容	配付資料の拡大コピー、レポートなどは手書きではなくパソコンを使用しての提出、授業中のワープロ使用許可、授業時間内提出のレポートは持ち帰って作成、左半身麻痺により教室移動に時間がかかるときがあるため遅刻への配慮。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

精神的に落ち着いて授業に取り組めた。
--------------------



事例No.3

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 1～499人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生支援委員会	支援担当部署・機関 修学支援チーム
肢体不自由学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上肢機能障害	法学	2年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	高校の教員から、文字を書くのに時間がかかると相談があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	出願時に高校の教員から入試係へ事前相談があった。
対応の手順	入試担当からの情報により、学生支援センター長が学生支援センター内に修学支援チームを立ち上げ、教授会に報告後、入学後学生生活に支障を生じる可能性のある学生について修学支援チーム内で協議し、学生の家族から聞き取りを実施。家族と面談後、学生と面談し学生のニーズを把握し、具体的支援について教務委員会と共同で履修担当者に配慮を要請した。
支援内容	試験時間の延長。講義の録音許可。答案用紙の配慮。定期面談。
学外連携	出身高校
学内協議参加部署・機関	委員会、保健管理センター等

## 学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでの学内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

## (1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	文系(大学院)	1年次	申し出者	本人
申し出内容	学生は下肢に障害があり、車椅子を使用している。この学生を含め車椅子を使用する複数の学生が、大学と最寄り駅を循環する民間バスの乗降についての改善を障害学生支援部署に相談してきた。学生の要望は、低床バスの運行頻度を増やして欲しい、特に朝夕の通学時に多くして欲しい、バス停では車道での乗降ではなく歩道に付けるようにして欲しい、夜間など気づかず通り過ぎることのないようにして欲しいということであった。				

## (2) 対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署				
対応の手順	障害学生支援部署からバス会社に対し対応の改善を申し入れた。その後さらに話し合いの機会を定期的に持つようになった。参加者は、バス会社の担当役職者、バス運転手、障害学生支援部署、学生生活課、障害学生の代表と支援学生であった。				
学生との話し合い	バス会社の運転手と話し合いをしたところ、バスの更新時には低床バスを導入することとしているが、予算の限界があることが説明された。しかし他地域とのバランスも考えつつできるだけ多く運行するよう務めると回答があった。バスの停車位置については、車両の大きさによってバス停に接近して付けることが困難な場合があること、運転手のローテーションによって停車と介助技術にばらつきがあることなどが説明された。学生に気づかずに通り過ぎることについてはそのようなことの無いよう配慮するとの回答があった。加えて運転手から、バスの構造上どうしても乗降者が見えにくい場所があることが発言され、下記のデモンストレーションの際に参加者で確かめ合った。また発着をどのように工夫するか意見交換も行なわれた。				
支援内容	話し合いとともに、バス乗降の介助デモンストレーションを実施し、練習を通して意見を交換した。				
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署				
ニーズへの対応	できなかった内容	バス会社からは前向きな対応を得たが、すべて希望通りではなかった。			
	できなかった理由	バスの運行はバス会社(他機関)の営業であるため。			

## (3) 学生の反応、感想等

運転手も交えて学生との話し合いができたことで、互いに理解を深めることができた。その後も継続的に話し合いを行なっている。
---

## 事例No.5

授業、試験、移動、施設改修等

## 学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生部学生事務室
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

## (1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	コミュニケーション学 (メディア)	2年次 男	申し出者	本人
申し出内容	夏休み期間中に足の手術を行なうが、術後しばらくは学内で車椅子を使用することになる。車椅子の移動支援を受けられないかとの申し出を受けた。				

## (2)対応について

申し出を受けた部署	学生事務室障害学生支援担当者
対応の手順	障害学生支援活動団体(学生ボランティア団体)に後期の移動支援を要請、当該学生より時間割の情報を得て、支援学生のシフト調整を行なった。支援学生で間に合わない時は職員が移動支援を行なう。なお、支援開始直後に当該学生と支援学生の顔合わせを行なった。当該学生の希望により支援の必要がなくなった枠もあるので適宜調整した。なお、学部長が作成する授業担当教員への配慮文書の配付は、当該学生の授業復帰前に行ない、その後障害学生支援委員会で報告。
学生との話し合い	夏休み期間・入院中にやり取りしたため、主にメールでの連絡だった。学生のレスポンスが遅く、支援学生のシフト調整が復帰間際になったが、職員が一時的に支援の枠を補填し、スムーズに支援学生に引き継ぐことができた。
支援内容	車椅子の移動支援、配慮文書の配付
その他	学内車椅子マップを作成するにあたり、この移動支援の経験を生かすことができる(現在作成中)。なお、入試時には受験生の申し出により、送迎車の乗り入れ、エレベーター使用、出入口付近への座席指定などの配慮を実施していた。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署

## (3)学生の反応、感想等

当該学生が車椅子の利用に慣れたことで、支援が不要となった時間もあつた。希望の場所への移動を支援してもらえてよかつたとの感想を聞いた。車椅子利用は半期間のみ、現在はリハビリを兼ねて自力で歩行している。

## 事例No.6

授業、試験、移動、施設改修等

## 学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、試験時間延長・別室受験、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携			

## (1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害 (高次脳機能障害)	経営学	5年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	3年次に交通事故に遭い、高次脳機能障害と視力障害(のちに手術により回復)、足に麻痺が残る。約1年程休学し、復学の際に学生課を通して障害学生支援室の紹介を受け、支援の申し出がある。						

## (2) 対応について

申し出を受けた部署	学生課、障害学生支援室
対応の手順	復学にあたって、学部長と状況確認をし、その後本人と家族、通院している病院と対応を協議。学習支援として授業の進捗状況や課題等の確認(代筆補助)をサポートで対応し、学生生活に慣れるまでは母親が付き添うことになる。
学生との話し合い	学生は失語症もあるためほとんど話さず、母親が主に話をしていた。
支援内容	サポーターによる代筆補助、授業内容の確認。職員による資料や課題の確認。
学外連携	入院していた病院のリハビリスタッフ、県の高次脳機能障害支援センター
その他	復学後、高次脳機能障害になって初めての試験で思うように単位が取れなかったため、自暴自棄になったり、家族にあたるなど感情的になり一時大学やリハビリに行かない時期があった。その後、また通学するようになる。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

## (3) 学生の反応、感想等

障害の受容があまりできていないまま、リハビリの効果を期待するあまり早めの復学となり、本人なりに頑張ったが単位取得につながらなかったため挫折感があった様子。今は卒業後の目標もないため大学に通う意味を感じていないと家族に話しているが、大学以外に過ごす場所がないため家族も思い悩んでいる。今後は大学卒業は大きな目標として、達成するしないに関わらず大学以外の生活についても検討していく必要がある。

## 事例No.7

進級、卒業、就職、学  
外実習等

## 学校基本情報

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 保健管理センター、学務部学部
肢体不自由学生への 実施支援	教室内座席配慮、各教員が個別に対応、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)			

## (1)支援の申し出

肢体 不自由	下肢機能障害	医・歯学(研究科)	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容	先天的な下肢障害(両変形性股関節症)の病状悪化のため、長時間の研究が困難であり、治療・療養目的で研究が行なえる時間が週3日以下になってしまうため、支援要望があった。					

## (2)対応について

申し出を受けた部署	学科学務係に支援要望の申し出があったため、長期履修制度を勧めた。
対応の手順	学生が指導教員と相談、長期履修計画を作成して学務係に提出。教授会議で長期履修が承認された。
学生との話し合い	学生からのニーズを聞き、学科学務係から長期履修制度について提案した。
支援内容	長期履修生になることにより、標準修業年限に納入すべき授業料の額(年額×4)を長期履修が認められた年数で除した額を年額とした。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

## 事例No.8

進級、卒業、就職、学  
外実習等

## 学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	11～20人	ない	各学部の学務担当係、 教育・学生支援室、保健管理センター
肢体不自由学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

## (1)支援の申し出

肢体 不自由	下肢機能障害	教育学(大学院)	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	特別支援学校教諭免許取得を希望しており、教育実習に行きたいが、実習先の特別支援学校への、公共交通機関を利用した通学手段はJRLがなく、最寄り駅が無人駅で車椅子で乗降できないため、車椅子でも通学できる実習校を手配してほしい。					

## (2)対応について

申し出を受けた部署	担当教員より、学部の事務局に申し出があった。
対応の手順	担当教員が別の特別支援学校に相談し、受入の内諾が得られたため、教育実習実施委員会等で協議し、実習校の変更を行なった。
学生との話し合い	実習校の変更について当該学生の了解を得た。
支援内容	別の特別支援学校に変更したことで、バス通学が可能となった。また通常の実習であれば他の実習生がサポートできるが、当該学生の単独での教育実習となるため、実習中のサポートを行なう学生ボランティアを配備した。
学外連携	受入先の特別支援学校
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.9

授業、試験、移動、施設改修等	学外生活 (通学・入寮等)
----------------	------------------

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、使用教室配慮、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	医・歯学	3年次	男	申し出者	本人
申し出内容	<p>入学時から3年次までに当該学生から以下のような申し出があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車通学を認めてほしい、その際、障害者用駐車場を確保してほしい。</li> <li>・雨天・積雪時に車椅子で乗り降りが可能なように駐車場に屋根を設置してほしい。</li> <li>・車椅子でも受講できるよう、講義室を改修してほしい。</li> <li>・体育実技授業に車椅子を利用して受講したい。</li> <li>・更衣に時間を要するため体育実技授業に遅刻する可能性があることを了解してほしい。</li> <li>・実習時にスタンドアップ型電動車椅子を使用したい。</li> <li>・車椅子で実習できるよう、実習室の実習台の高さを調節してほしい。</li> <li>・体温調節が困難なため、教室の温度を調節してほしい。</li> <li>・食堂と売店を車椅子で利用できるようスロープを設置してほしい。</li> <li>・図書館内を車椅子で移動しやすくしてほしい。</li> </ul>					

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援担当部署	
対応の手順	合格発表後、当該学生、保護者、学部長、学科長、学務担当者、障害学生支援室員の話し合いの場を設けた。入学式前日から1週間は、毎日、当該学生に修学状況と支援ニーズを確認した。支援の申し出については、学務担当者を通じ、必要に応じて教員や関係機関に連絡を取り対応した。スタンドアップ型電動車椅子購入の際は、助成手続きについて、障害学生支援室員が、県身体障害者更生相談所、市役所福祉課に問い合わせ、自治体や病院での手続きに立ち会った。	
学生との話し合い	入学当初は、自分から支援を申し出るといふことで遠慮や戸惑いが感じられたため、障害学生支援室員が必要な支援・配慮を申し出ることの重要性を説明した。	
支援内容	自動車通学の許可、駐車場の確保及び屋根の設置、講義室の車椅子対応(大講義室では跳ね上げ式の椅子を取り除く、小講義室では入口から近い位置に指定席を設ける)、車椅子による体育実技の参加等(更衣場所の確保と更衣に時間がかかることによる遅刻の了解)、実習でのスタンドアップ型電動車椅子の使用、実習台の高さ調節、教室の温度調節、食堂・売店へのスロープ設置	
学外連携	車椅子販売業者、県身体障害者更生相談所、市役所福祉課(電動車椅子購入の際)	
その他	入学1年目は、状況の把握と情報交換のために、保護者との面談を定期的に行なった。	
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備
	できなかった理由	食堂・売店及び図書館については施設改修の予定があったため

(3)学生の反応、感想等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で必要な配慮を求められるようになった。</li> <li>・支援学生の研修会や情報交換会に積極的に参加し、障害の有無に関わらず、互いに認め合い、学び合っている。</li> </ul>
---

<b>事例No.10</b>	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	進級、卒業、就職、学外実習等	
----------------	-------------------	----------------	--

### 学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	教育支援センター	専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ノートテイク、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

### (1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	臨床心理学	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	車椅子(電動ではなく自走型)使用。4度のオープンキャンパスに参加し、自己推薦入学試験の自己アピール方式で「車椅子駆伝の経験」を踏まえアピールする事で受験計画を立てる。自己推薦入学試験の志望理由書の下書きを来学の度にチェックし受験に備えた。文字を書くのが遅く、細かい原稿用紙のマス目には書き入れる事が困難で、志望理由書はコンピューターを利用して出力したものを提出してもらうこととする。					

### (2) 対応について

申し出を受けた部署	自己推薦入学試験、自己アピール方式(志望理由書作成ではオープンキャンパス時に志望学科の教員からアドバイスをもらいながら進めた。
対応の手順	11月以降入学式までの間、本人、親との間で、学生生活の計画と支援室利用について伝えた。入学後は学生支援室が窓口となった。
学生との話し合い	年度当初の全体ガイダンスの説明を個別に実施、困り事があれば必ず学生支援室に来るように説明。
支援方法	入試配慮では特別なことはせず、車椅子で移動しやすい会場を設定した。入学後は学生支援室が窓口となり、履修登録完了を受けて教務課が担当教員に支援依頼文書を配付し、連絡を密に取り支援を行なった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

### (3) 学生の反応、感想等

他の学生の協力もあり、新入生学外オリエンテーション(市内観光)も福祉車両のジャンボタクシーを利用し、積極的に参加。学内行事も積極的に参加できている。
--



事例No.11	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

### 学校基本情報

公立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生相談・支援委員会	支援担当部署・機関 保健センター
肢体不自由学生への実施支援	注意事項等文書伝達、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、専門家によるカウンセリング、通学支援（自動車通学の許可、専用駐車場の確保等）、敷地及び施設のバリアフリー			

### (1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害 (脳性まひ)	社会学	1年次 女	申し出者	本人
申し出内容	歩行が不安定で時間がかかるため、入試時、洋式または身障者用トイレ近くの席を希望。入学後は、必要に応じて車椅子持参使用および乗用車での通学許可を要望。				

### (2) 対応について

申し出を受けた部署	入試課職員及び学生支援課職員
対応の手順	配慮内容について、全課での情報共有を行ない、下記の支援内容を決定した。
学生との話し合い	本人および保護者と面談。本人の希望に基づき支援を検討した。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育は座学のみで単位取得可</li> <li>・フィールドワークでは配慮</li> <li>・高校の同級生が入学しているので、クラス分けで配慮</li> </ul> またこのことについて、授業を担当する各教員にも周知を行なった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

### (3) 学生の反応、感想等

授業が始まり、施設面で改修を要望する部分がいくつか追加で出てきた。現在、施設担当者へ改修の検討を依頼している。
---

事例No.12

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 2,000~4,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 学生支援委員会	支援担当部署・機関 学生支援課
肢体不自由学生への実施支援	実技・実習配慮			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	経済学	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	(本人及びその父母から)学内における授業での配慮、バリアフリー化、食事の配膳補助等の要望があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学部の教職員、学生支援課及び施設整備課の職員					
対応の手順	本人及びその父母、所属学部の教職員、学生支援課及び施設整備課の担当職員等が会し、実際に学内の各施設をまわりながら、本人のニーズを確認し、その場で対応策を決定した。ただし、建物の構造上及び経済的な理由で即答ができない案件は、後日改めて実施の有無や内容等の提案・協議を行ない決定した。					
学生との話し合い	当該学生及び保護者も支援内容について概ね納得していた。					
支援内容	各建物のバリアフリー化(スロープ、手摺り等の設置)。体育館での授業では、本人が2階への移動が困難なため、可能な限り1階で行なうこととした。学内には一部急勾配の箇所があり歩行器や手動車椅子での移動が困難なため、電動カートを購入し、当該学生に貸し出すこととした。学内の食堂では、歩行器を使用した場合に単独で料理を取ったり、おぼんを持ち歩くことができないため、テーブル付の車椅子(2台)を購入し、単独で食事ができるようにした。また手の届かない料理は生協職員が取るなどの支援を行なうこととした。					
学外連携	大学生生活協同組合					
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員					
ニーズへの対応	できなかった内容	支援者の確保				
	できなかった理由	食堂での配膳補助ができず、代替措置としてテーブル付車椅子を貸出し、一部は生協職員が支援を行なうことになった。				

(3) 学生の反応、感想等

入学当初の数か月は、一人暮らしで不安もあり少し疲れた様子であったが、最近は大學生活にも慣れてきたようである。
--

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
公立大学	1,000～1,999人	11～20人	学生厚生委員会、保健センター運営委員会、学生支援委員会	学務課、保健センター
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、出身校との連携、医療機器、薬剤等の保管等、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	社会学	1年次 女	申し出者	本人
申し出内容	<p>本学では強風などの天候不順時、安全確保のため扉を施錠し、その旨張り紙をして学生に周知していた。しかし当該学生は車椅子を利用していたため「扉前まで移動しないと施錠されていることがわからない。その後の学内移動が不自由になる」旨申し出があった。</p>				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学務課
対応の手順	学務課内で対応を検討
支援内容	強風などで扉を施錠する際は、全学生に「扉を施錠している」旨の一斉メールを送信することになった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

事例No.14

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

公立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 教務課
肢体不自由学生への実施支援	使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	情報工学	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	身体を動かす授業への参加は難しい。 長期間の移動は負担が大きく、バス等により長時間の移動があるような際も参加は難しい。 下痢が止まらない場合があるので、その際は、大学を休む必要がある。 自家用車による通学を行なう予定であり、その場合は、身体障害者用駐車スペースを確保してほしい。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学決定後、事務局教務課に対し、支援の申し出があり、学生、母親及び事務局関係者による面談を行なった。
対応の手順	入学前に行なった面談結果等をもとに、障害学生支援会議を開催し、入学後の対応について協議した。会議後は、協議結果を教職員等へ周知した。
学生との話し合い	本学施設を見学し、意見交換を行なった。概ね移動等には問題ないが、上記の申し出があった。
支援内容	学内の階段に手すりを設置する、教室内に階段がある場合においては前の席を確保する、歩行速度が遅いので予期せぬ遅刻について容認する、運動を含む授業では授業に支障がない程度での代替措置の検討を行なう等。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、保健体育担当教員

(3) 学生の反応、感想等

身体を動かす行事を含め、各種行事に積極的に参加しようとする様子が見られる。
---------------------------------------

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害 (神経因性膀胱 二分脊椎 脳性麻痺)	1 年次 男	申し出者	本人
申し出内容	車椅子で利用できる机の準備をしてほしい。特に移動の援助は希望しない。			

(2) 対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援課、入試センター、学生センター
対応の手順	受験の方法、授業の配慮の内容検討、支援学生の配置
学生との話し合い	机の位置やトイレの安全性、学内の危険箇所などを確認し合った。車椅子移動支援学生とのコミュニケーションの中継ぎをした。
支援内容	専用の机を履修する科目の教室に設置した。トイレ内の呼び出しベルを特別な位置に設置した。ボランティア学生を募り、毎時間の教室移動に必ず付き添った。授業の出入りやエレベータの優先に心がけた。凹凸の大きい箇所の整備を行なった。食堂での配膳サポートを設置した。
学外連携	トイレ介助支援団体との連絡をとった。
その他	当初、車椅子の移動支援は希望していなかったが、バリアフリーでない箇所もあったり、突風などで横転しそうになり、他の学生が心配することがあって、支援者を配置した。

(3) 学生の反応、感想等

はじめは、支援は必要ないとのことであったが、一人でいることが多く、すぐに支援者を配置した。それにより、友人もでき、支援してほしい内容を告げられるようになった。
---

事例No.16

	授業、試験、移動、施設改修等			学外生活 (通学・入寮等)
--	----------------	--	--	------------------

学校基本情報

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生相談室、保健室
肢体不自由学生への実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍はあるが、特別な支援はしていない。(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	情報工学	4年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	義足は濡れるとよくないので、風呂やプールでは装着せずに、片足で移動することになる。寮の風呂の床がすべりやすく、転倒しそうである。また、プールの階段が急であり片足での上り下りが危険である。校舎の外階段の1段1段が高く、全体が急で上り下りが辛い。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健室、看護師、クラス担任					
対応の手順	学生寮の風呂については寮務係や寮務主事に報告、プールについては学生係や学生主事に報告。					
学生との話し合い	本人に風呂での移動を実際に体験してもらい検証した。					
支援内容	学生寮の風呂については、床を滑りにくいものに張り替えた。プールの階段も滑りにくいシートを張り、サイドに手すりをつけた。					
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等					
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備の改修				
	できなかった理由	外階段の改修には多額な予算措置が必要のため				

事例No.17

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生事務部学生課
肢体不自由学生への実施支援	使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、個別指導 学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	文学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験合格後、当該学生と保護者から、トイレの改造について要望があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学予定の学科長に相談があった。
対応の手順	学生部(学生委員会)や大学事務局で協議を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズを聞き、トイレの設計段階から、学生が関わることに納得した。
支援内容	当該学生が利用しやすいように、車椅子用トイレの改造を行なった。便器の横に、ベッド設置工事をし、一人で車椅子から便座に座れる工夫をした。導尿カテーテル等を入れる専用の棚(鍵つき)を作った。
学外連携	出身の高等学校より写真(使っていたトイレの写真)の提供。
その他	介助者なしでひとりでトイレを利用することができた。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、学生部(学生委員会) 大学事務局

(3)学生の反応、感想等

自立した学生生活を送れた。
---------------

事例No.18	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)

### 学校基本情報

公立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	1人	厚生委員会	総務管理課 教務学生係(保健室担当含む)
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保			

#### (1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	文学(英文学)	2年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	高等学校の担任教員、母親から、車椅子での学生生活になるので、ある程度支援をしてもらいたいと申し出があった。					

#### (2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別な対応については、事務局入試担当あてに、高等学校の担任教員から申し出があった。入学後の対応については、高等学校の担任教諭からの電話と高等学校長からの文書により、支援会議開催の依頼があった。
対応の手順	入学試験の試験会場への入場までは、事務局教務学生係職員、保健担当職員が付き添い案内した。試験開始後は、所属学科の教員が付き添い、案内・誘導した。入学決定後すぐに高等学校の教員、本人、所属学科の学科長、事務局の教務学生係職員、保健担当職員で支援会議を開いた。
学生との話し合い	入学が決まり、学生本人と話し、腕の力も弱く重いドアは開けにくい、急な坂は登りづらく、支援が必要であることなどを確認した。教員にも承諾を得、体育の授業は見学することとした。また通学方法はバスであることを確認した。
支援内容	本人と所属学科教員、事務局職員で学内をまわり、扉を自分で開けることができるか、長いスロープの移動が可能かなどを確認した。段差の教室で昇降機を使用する練習をしたが、かなり負担で危険もあるため、教室を変更することとした。はじめのうちは、通学時のバスの乗り降りを事務局職員、守衛で見守ることとした。事務局職員で、使用教室の中で、自分で出入りでき、椅子が固定でない座席を確認した。
学外連携	事務局長、次長がバス会社に出向き、通学の際は配慮してもらえようをお願いした。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

#### (3)学生の反応、感想等

時々体調を悪くしたり、学生の中に入れないことで泣き出すことがあり、保健室で休養することが何度かあった。しかし非常にまじめで、空き時間も勉強するなど、勉学に対して一生懸命とくんでいる。また本が好きで図書館サークルに入り、仲間と話し合ったりイベントに参加するなど意欲的に取り組んでいる。
---



事例No.19

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立短大	全体の学生数 1~499人	障害学生数 1人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学務課
肢体不自由学生への実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害 (脊髄髄膜瘤による膀胱及び直腸機能障害)	キャリアデザイン学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	本人の通う特別支援学校担当教諭からの申し出。下記について要望を受ける。 ・3時間間隔で自己導尿を行なう必要がある為、車椅子用トイレに専用のゴミ箱を設置し、使用済みカテーテルについても処分をお願いしたい。 ・腹痛や軟便がひどい場合には洗腸の必要があるため専用のシャワールームを設置して欲しい。 ・長時間の歩行が困難なため、体調によっては階段昇降機を使用したい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試室
対応の手順	特別支援学校担当教諭、入試室、学務課、学生部長(兼ゼミ担当)で打ち合わせを行ない必要な支援を確認。
学生との話し合い	学生部長(ゼミ担当)が学生と面談し、必要な支援を再確認。可能な支援を伝えた。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワールームの設置</li> <li>・車椅子用トイレに専用ゴミ箱を設置し、掃除委託業者へ使用済みカテーテルの処理を依頼</li> <li>・使用教室配慮、座席配慮</li> </ul>
学外連携	当該学生の障害について診察可能な近隣病院を確認。大学としても院長に依頼。
その他	体調急変の際の連絡や対応手順を明確化。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

体調によっては3階までの階段の昇降が困難なため、職員が付き添い昇降機を利用。 現在では友人が援助してくれるようになり職員の負担は軽減している。 今後は就職支援が課題。
---

事例No.20

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	学生部委員会	学生部、学務部
肢体不自由学生への実施支援		ガイドヘルプ、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、論文発表時の資料配布に関しての支援、進路・就職指導、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、疾病管理		

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	情報学	3年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		<p>1年生の時の交通事故による上下肢機能障害のため、車椅子での生活を余儀なくされた。以下3点について対応を尋ねられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車椅子の自走速度が遅いため、授業間の教室移動ができるかどうか。</li> <li>2. 字が書けないので、授業のノートや試験に関して配慮があるかどうか。</li> <li>3. 学生生活が継続できるかどうか。</li> </ol> <p>また、学生本人より1点要望があった。 CALL教室(コンピュータを活用した語学学習室)及びPC教室での授業の際、キーボード操作が不便な為、障害者向けのマウスを利用したい。</p>				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生生活課、教務課、学術情報課(教務課より要望の連絡)、入試課(転学部試験について)
対応の手順	母親からの状況説明を元に教務、学生生活、庶務、施設関連の4部署と協議し、学生退院後の学習の継続性を支援すべく、必要に応じて協議し、可能な限り対応した。またPC教室等での授業の際にキーボードを使用するに当たり学術情報課において障害者向けマウス取扱業者(特定非営利活動法人)と連絡を取り合った。
学生との話し合い	学生とは気軽に話せるような雰囲気を作り、窓口中心に、たびたび相談を受け、できる限りの対応を行なった。提案したマウスについては1週間ほど試してもらった。
支援内容	教員への授業での配慮のお願い、教室座席の配慮、専用机、スペースの確保、公開パソコン室での専用PCの準備、試験問題及び試験時間の配慮、介助者の車両入校の許可、学生からの種々のヘルプへの対応。またマウスについては、使いやすいとのことで事務室で1台購入し、支援者が授業開始前及び終了後にマウスを設置・回収している。学生がPCを使いやすくするために通常の椅子を移動(授業時間中一旦教室の端に移動/元に戻す)したり、PCの画面及びキーボードを通路側に傾けたり(元に戻す)等行なっている。
その他	上記マウスについては学生が自宅用にも自費で購入し使用している。また転学部試験の際試験方法(実施キャンパス・試験科目)について学科主任会で協議し配慮した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

学生、母親より感謝の言葉があった。
-------------------

事例No.21

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 教学部
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、授業担当教員へ周知、学習指導(履修方法、学習方法等)、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	経営学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	当該学生の出身高校担任教諭より大学の学生相談室に連絡が入り、当該学生が学生生活に支障をきたし、修学意欲をなくしているとの報告があった。学部教務課が本人と面談を行なったところ、入学当初は支援がなくても授業等に差し支えないと思っていたが、実際に授業を受けていく中で、支障をきたしており、学生生活介助をお願いしたいとのことであった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラー、当該学部の事務職員
対応の手順	当該学生と当該学部の教員(学生生活主任)、事務職員及び関連部署(教学部、学生部)の事務職員による面談を行なった後、支援者の調整を行ない、実際の介助を行なう。
学生との話し合い	面談の中で、主として以下の点について支障をきたしていることを聞き、介助者を探すことになった。 1)教室のドアの開閉 2)入りロドア前の段差 3)昇降機の操作 4)雨天の日の合羽の置き場所や着脱 5)パソコンのマウス操作
支援内容	上記1)～4)について生活介助者をつけた。本人の修学意欲に関しては、カウンセラーが定期的に面談を実施。マウスについては現在対応検討中である。
学外連携	同志社大学障がい学生支援室(マウス導入に関するアドバイス)
その他	介助者を探すにあたり、当該学部内だけではなく、学内で随時、支援協力をしてもらえる学生を募っており、今回はその登録者の中から2名に支援協力をお願いすることになった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

<p>介助者によるサポートは問題なく行われている。学習意欲の改善にまでは至っていないが、カウンセラーとは良い信頼関係を築いている。マウスについては、学部及び情報機器管理部署と協議中。トラックボールマウスは操作しづらいとのことであり、障害学生修学支援ネットワーク拠点校でもある同志社大学障がい学生支援室からアドバイスを受けながら、引き続き対応を検討中である。</p>
--

事例No.22

進級、卒業、就職、学  
外実習等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (脳性まひ)	文系	4年次	申し出者	本人
申し出内容	脳性まひ1級で、電動車いすを使用し、上肢操作が困難だが筆記は可能である。コミュニケーションに不自由はない。食事、排泄に介助が必要である。 この学生がソーシャルワーク実習に際し、通勤時の介助、トイレ介助を相談してきた。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署
対応の手順	実習担当教員、障害学生支援部署が対応した。
学生との話し合い	協議では、本学の支援学生制度は学内授業等における支援を対象としており、学外実習等については個別に相談に応じ検討することとなるため、必ずしも要望に応えられないことをあらかじめ伝えた。その上で学生と話し合ったところ、同じ日程で実習する学生(女性)が支援学生登録していることがわかったため、その学生に介助を照会し了解を得た。
支援内容	その学生には、通勤時の介助とトイレ介助を依頼した。
学外連携	実習オリエンテーションに際して実習先職員(社会福祉事務所)と協議し、トイレ介助の一部を実習先職員が行なうこと、その他実習に際して必要な配慮を行なうことを協議し了解を得た。
その他	トイレ介助を除く実習時に必要な介助については、同じ日程で行なう他の実習生についても適宜介助に協力することを確認した。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

同じ日程で実習する学生がいない場合、あるいは協力が得られない場合は、同様の対応は困難である。
--

事例No.23

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (痙直型四肢麻痺左股関節亜脱臼)	文系	1年次	申し出者	本人
申し出内容	痙直型四肢麻痺、左股関節亜脱臼、電動車椅子使用、上肢はやや微細運動に困難あるものの、筆記や食事は介助不要。コミュニケーション困難なし。入学前の修学相談の一環として、体育の受講について相談があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	教育組織、障害学生支援部署
対応の手順	入学前協議の場を設け、本人、保護者ならびに担任、共通授業担当教員、障害学生支援部署などが参加した。
学生との話し合い	体育の授業概要について説明するとともに、体育の教員に相談した。また体育のオリエンテーションに参加した。
支援内容	「トリム運動」を履修した。障害など受講生の条件に合わせて授業プログラムを調整し、実施する体育の授業である。教室(体育館)が遠方だったため、福祉タクシーを利用した。またタクシーから体育館への移動やその他授業準備には、体育のTA(ティーチング・アシスタント)が対応した。

## 学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援		ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可		

## (1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (脳性まひ)	文系	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		脳性まひ1級で、電動車いすを使用。授業(特別支援学校の見学)に際し、自動車による移動が必要な箇所について支援を検討して欲しい。				

## (2)対応について

申し出を受けた部署	授業担当教員
対応の手順	担任・所属教育組織を通じて障害学生支援部署に相談があった。関係者で意見交換したところ、電車、バスの乗換えは駅員の介助を利用して移動可能だが、一部のルートでは見学先までの交通機関の運行が十分ではないことが分かった。障害学生支援部署では学外の支援(支援学生派遣など)については個別に検討することを伝えた。そこで教育組織は支援願いを障害学生支援部署に出した。検討の結果、交通機関の運行が不十分な箇所は福祉タクシーを用いることとし、その費用を障害学生支援部署が負担した。その他の移動については学生が単独で行ない、支援が必要な場合は知人・友人に相談して対応することとした。
学生との話し合い	これらの結果について、教育組織ならびに学生に伝え了解を得た。
支援内容	学生、授業担当教員と障害学生支援部署が連絡を取り合っ、現地での福祉タクシー利用の調整を行なった。費用は障害学生支援部署が負担した。
学外連携	現地の福祉タクシーを利用。
その他	次年度以降の後輩に利用してもらえるよう、本授業における交通機関の利用などについて留意点やアドバイスを、学生にレポートとしてまとめてもらった。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

## (3)学生の反応、感想等

交通機関利用についてのレポートは、準備するものや駅員との対応など丁寧に作成してくれた。

**事例No.25** 入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

**学校基本情報**

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

**(1)支援の申し出**

肢体不自由	上下肢機能障害	オープンキャンパス対応	申し出者	本人
申し出内容	頸髄損傷のために上肢、下肢に不自由がある。大学説明会(オープンキャンパス)への参加を希望するが、支援を受けることは可能か(本学への入学を希望する高校生からの申し出)。			

**(2)対応について**

申し出を受けた部署	本学の入試課、および障害学生支援部署。オープンキャンパスの参加希望者用のホームページに、障害をもつ生徒専用の入力フォームを設けており、そこに入力された情報が入試課と障害学生支援部署に届く流れになっている。
対応の手順	メールや電話にて、事前に本人の状態と要望を確認し、支援の計画を立てた。その後、本人が参加を希望する教育組織へ情報を提供し、配慮を依頼した。また、支援学生の派遣、駐車場の確保などを行なった。
学生との話し合い	メールや電話によって、当日の対応の準備、調整を行なった。
支援内容	身体障害者用駐車場への誘導、各会場における車椅子用の席の確保、支援学生による会場間の移動支援、支援学生によるノートテイク支援を行なった。また、障害学生支援部署独自で説明会を実施し、本学の障害学生支援体制についての説明や、本学に在籍する障害学生との個別相談会を設けた。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、入試課

**(3)学生の反応、感想等**

オープンキャンパス時の高校生からの要請に対する対応に関して報告した事例であり、当日の質疑応答他の対応については、当該教育組織(修学について)ならびに障害学生支援部署(支援等について)が実施している。
---

## 学校基本情報

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、教員への配慮依頼(文書伝達)、教室間移動サポート、掲示物窓口対応、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、特別支援学校との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可、経済支援(障害学生学業奨励奨学金等)、正課外プログラム(講演等)における情報保障、緊急避難時マニュアルの作成・共有			

## (1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	物理学	2年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>以下は、入学時の申し出内容(本人および保護者同席の面談において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介助員の採用」 日常の大部分で介助が必要であり、特に排泄介助において、専任教職員に対応してもらいたい。費用については自己負担分が発生しても構わない。</li> <li>・「車椅子で授業を受けられる教室の調整」 日頃より電動車椅子を利用しており、入室が可能な教室と机を用意してほしい。</li> <li>・「多目的トイレへの移乗台設置」 介助者一人で行なう場合、衣服の着脱のために移乗台が必要となる。</li> </ul>					

## (2)対応について

申し出を受けた部署	受験前に、学部長・教務部・障害学生支援室にて面談を行ない、学生生活上での不安な点について聴き取りを行なった。合格決定後に本人から生活面における相談をしたいとの申し出があり、保健室・総務部・障害学生支援室にて上記申し出内容を受け付けた。入学前に支援メニューの一環として行なっている面談を、学部教員、言語科目主任、教務部、学生部、障害学生支援室にて行なった。
対応の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介助員の採用」について 生活面の面談を担当した部署間で検討した。専任教職員雇用は費用面で難しく、用務員の活用も検討したが外部委託のため委託条件の変更が困難であると判断した。学生の居住する自治体の福祉制度も利用できないことを確認した。外部ヘルパーにて授業間の休み時間のみ対応し、費用は大学が負担することを大学の承認を得て決定した。</li> <li>・「車椅子で授業を受けられる教室の調整」について 支援メニューにあるため、調整については協議なし。ただし、よく利用する教室棟にエレベーターが設置されておらず、施設課および大学に設置を要請したが構造上の問題から建物自体の建て替えの必要があり実現には至っていない。また、施設課に本人の希望を受けて要請し、複数の教室で車椅子で利用できる可動機に改修を行なった。</li> <li>・「多目的トイレへの移乗台設置」について 大学に直接申し入れて常設1台の購入・設置の承認を得た。</li> </ul>
学生との話し合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介助員の採用」について 希望通りの対応ではないが、大学の支援の考え方や本人にとっての卒業後の社会生活を見据えた決定であることを説明し、本人・保護者ともに納得した。</li> <li>・「多目的トイレへの移乗台設置」について 利用しやすい移乗台の情報を本人に聞き、出来るだけ類似のものを設置するよう努めた。</li> </ul>



支援内容	<p>・「介助員の採用」について 本人が日頃利用している外部ヘルパー業者に委託し、毎学期の履修科目に合わせてシフトを組んで対応。委託費は毎月請求書を大学宛に発行し対応。オートバイの乗り入れ許可等を大学に申請した。</p> <p>・「車椅子で授業を受けられる教室の調整」について 入室ができない教室については履修予定科目が分かった段階から、教務部にて教室変更の調整を行なっている。施設課とは定例打合せを行なっており、エレベーター設置および車椅子座席の狭い教室の改修を要望した。教室の改修に関しては、学内調整を行なった上で、要望のあった教室は1年次夏季休業中に改修を行なった。</p> <p>・「多目的トイレへの移乗台設置」について 4月授業開始前に常設で1か所設置。支援予算で可動式の移乗台をさらに2台購入し、よく利用するトイレともう一方のキャンパスにも設置した。</p>	
学外連携	<p>・「介助員の採用」について 地域の保健福祉センターへ訪問し、本人の福祉制度利用が出来ない現状を伝え、大学内での介助を福祉制度として新たに検討してもらえるよう要請した。</p>	
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、総務部	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備、支援者の配置
	できなかった理由	費用が大幅にかかる等

### (3) 学生の反応、感想等

高校までは専属の介助員が採用され毎日対応していた。大学は履修登録状況によってキャンパスにいる時間が異なり、専属の介助員の勤務時間を柔軟に定めるといった対応は非常に困難である。サポート学生に担当してもらうことも考えたが、まずは安全に安心してキャンパス生活を送れるようにと考え、外部ヘルパーの利用という選択をした。実際に社会に出たら、ヘルパーを自ら依頼することになるであろうし、その予行演習としての支援という位置づけと考えている。実際に、ヘルパーとのやりとりは本人自ら行ない、費用負担は大学であるため、時間変更やキャンセル等も本人が障害学生支援室と密に連携している。支援制度を上手に利用しながら、社会性も身につけてきている。

## 学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援	教材のテキストデータ化、教材の拡大、ガイドヘルプ、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、医療機器、薬剤等の保管等、介助者の入構、入室許可			

## (1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	社会福祉学	1年次 女	申し出者	本人
申し出内容	車椅子を利用している肢体不自由学生が、片道1時間30分をかけて本学まで通学している。その中で、直通通学バスを利用することとなったが、このバスのみ一般学生と同じ金額で乗車せねばならない状況であった。彼女が利用している公共交通機関では障害者割引が適用されるのに、どうして通学バスだけは適用されないのか、といった申し出が入学直後にあった。				

## (2)対応について

申し出を受けた部署	申し出を受けたのは、障害学生の窓口となっている障害学生支援室。
対応の手順	障害学生支援室から本部に相談し、通学バス担当所管である庶務課とどのようにするかを検討。
学生との話し合い	実際に現在利用している公共交通機関では、どのぐらいの割引となっているのかを確認。通学バスは、通常の公共交通機関の定期よりも30%程割安になっていることも伝えた。
支援内容	通学バスの全ラインで、障害者手帳を持っている学生は定期券の場合は、通常価格の4割引きで、回数券の場合は5割引きで購入することとなった。また、悪天候の場合は付き添いの学生が必要となるが、その学生が利用する場合は、上述した割引のきいた回数券を利用することとした。
学外連携	通学バスの定期販売所が学内に何か所もあるため、1か所でのみ購入できるように調整。結果、バスの乗降場から1番近い、委託している警備会社の詰所で販売することとした。また、バスの待ち列の幅が狭く、車椅子学生が入れないため、運営しているバス会社にも彼らの使っているライン、乗降する時間等を伝えて、本来の乗降場所とは異なる場所で待っていることを伝え、了承を得ている。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

## (3)学生の反応、感想等

定期券運賃の割引適用の要望が通ったためか、①バスの本数を増やしてほしい、②クラブ活動があるので、その時間のバスも運行してほしい、③バスのラインそのものを変えてほしい等の要求を投げかけてくるようになった。しかし、それは障害のあることに関係のない個人的な事情であるので認められないことを伝えると、納得した様子である。

事例No.28

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 5,000~9,999人	障害学生数 11~20人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、代理ノート、授業中の教科書等のページめくり			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	教育学	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	修学にあたっての介助者の配置					

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援室
対応の手順	入学確定後に指導教員、学生支援担当教員、専門教員、学部事務職員、障害学生支援室職員、その他関係者等と当該学生との支援内容等の協議後、市内の介助者派遣センター等に問い合わせ、介助者の派遣契約を行なった。
学生との話し合い	当該学生とは支援室専門教員が連絡を取り、確認をしていたので、本人の意向や必要な支援についても本人と保護者を含め、円滑に関係者と話し合いができた。
支援内容	当該学生の時間割に合わせて介助者のスケジュールを毎週組み、当該学生が大学にいる間は介助者が常時待機しているようにした。基本的に、講義中は他の受講学生にページめくり等を支援してもらい、これを担当教員から受講学生へ指示促しをしてもらうよう協力をお願いをした。介助者は、講義時間以外の学内での移動、食事介助や身体介助の支援を業務とした。
学外連携	労働者派遣事業所
その他	通学手段、方法についての支援は行っていない。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

対象学生も障害学生支援室も、介助者利用については初めてであり、手探り状態での支援開始であった。そのため、対象学生と介助者との関係作りや距離感などについて助言やフォロー等が十分にできなかった。介助者を利用しながら、周囲の学生との関係作りといった点も考慮した支援の全体像を、関係者で共有しながら進めていく必要があると感じた。

事例No.29	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

### 学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生部学生課
肢体不自由学生への実施支援	ノートテイク、教室への移動補助、車椅子専用の脱着式テーブルの脱着補助、OSCE試験に対して学校医の意見書作成			

#### (1) 支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	法学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>入学試験前および合格後に、当該学生と保証人から以下の内容について支援の申し出があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 授業および試験での座席の配慮(前列で机2つ分のスペースが必要)</li> <li>② エントリーシート、試験における解答用紙の拡大(B5→A4、B4→A3)</li> <li>③ 試験時間の延長(1.3倍)</li> <li>④ 電動車椅子による移動の配慮</li> <li>⑤ 実技系科目の配慮</li> <li>⑥ トイレに際しての介助(車椅子対応型トイレに近い別室での受験)</li> </ul> <p>入学後には(授業を受講し始めてから)、特定の授業科目についてノートテイクの要望があった。</p>						

#### (2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験の配慮については入試部、入学後の支援については主に教務課が窓口となり対応した。						
対応の手順	<p>入学試験前に当該学生および保証人から入試部へ支援の申し出があった。本人、保護者、高校教員、本学教職員により具体的な支援内容について協議した。</p> <p>その後、当該学生および保証人に来学いただき、支援の内容について改めて詳細を伺う機会を設け、大学として対応可能なことについて説明を行なった。同時に大学の施設について現場見学を行なった。</p> <p>入学手続き完了後に再度、当該学生および保証人と話し合う機会を設けた。ここでは、学生課、教務課、学部事務室(当該学生の入学学部)の教職員が、改めて入学後の支援内容について確認を行なった。</p>						
学生との話し合い	授業開始後は、電動車椅子に取り付ける補助机を教務課にて引き渡すため、ほぼ毎日当該学生とコミュニケーションをとる機会がある。その都度、学業および学内での生活において不便に感じることがないかのヒアリングを実施している。その中で一部の授業についてノートテイクの要望があり、担当部署とも相談の上ノートテイクを配置した。						
支援内容	<p>入学試験時は、出願書類の拡大(A4→B4)、試験時間の延長(小論文)(60分→80分)、小論文解答用紙の拡大(B4→A3)、別室での受験。</p> <p>入学後は、授業および定期試験での座席指定、定期試験解答用紙の拡大、授業科目の教室配当にかかる配慮(移動困難な教室への配当を行なわない)、体育実技科目の授業内容について配慮(別メニューによる授業実施)、ノートテイクの配置、当該学生の履修授業科目担当者に学業生活における配慮依頼文書の配付。</p>						
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、学生部、教務部						
ニーズへの対応	できなかった内容	支援者の確保					
	できなかった理由	日常生活行動もしくは、動作について援助ができる専門の職員がいないため。					

#### (3) 学生の反応、感想等

支援者の配置については、学生本人が市の支援者団体に相談を行ない、1名ないし2名のボランティアスタッフを配置している。
学内における日常生活行動および動作については、そのボランティアスタッフが支援している。

事例No.30

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 教務課、学生支援課
肢体不自由学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、専用机・イス・スペース確保、学習指導（履修方法、学習方法等）、進路・就職指導			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	教育学	3年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	指導教員から、支援が必要と思われるとの申出があった。 入学試験前には事前相談を受けておらず、入学式後のガイダンスで指導教員が気づき、障害者であることが発覚した。 つま先立ち状態でゆっくりとバランスを取りながら歩いている、左手が上に上がらない状態、立ち姿勢での静止状態は30秒が限界。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	指導教員から教務課へ相談があった。
対応の手順	直ちに学生・連携担当理事、指導教員、教務課職員、肢体不自由者に詳しい教員で話し合いを設け、肢体不自由者に詳しい教員からアドバイスをいただく形で支援内容を決定した。その後は指導教員と教務課職員が窓口となり、関係教員と連絡を密に支援を行なった。
学生との話し合い	学生からニーズを聞いた後、可能な支援内容について指導教員と教務課職員、肢体不自由者に詳しい教員から提案し、本人は納得した。
支援内容	実験授業においてはティーチング・アシスタントを配置し補助にあたった。体育の授業では彼の希望を聞き、体に負担の少ない種目を選択させた。学外での実習時の移動においては車椅子の利用を勧めた。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

指導教員と教務課職員、肢体不自由者に詳しい教員との話し合いの場を定期的に設けている。また、教務課職員と当該学生との間で話し合いの場を設けている。
--

事例No.31

	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)
--	----------------	--	--------------

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 2,000~4,999人	障害学生数 6~10人	対応する委員会 学生部委員会	支援担当部署・機関 学生支援課
肢体不自由学生への実施支援	使用教室配慮、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	経営情報学	2年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	電動車椅子を使用しているため、送迎の為に構内に自家用車両の乗り入れをしたい。また、主な講義棟のエレベーターが狭く、車椅子が乗れないため、改修して欲しい。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	健康管理センター員と担当事務職員	
対応の手順	車の乗り入れに関しては総務部に依頼し、車両入構許可証を発行した。	
学生との話し合い	エレベーターについては改修工事に時間とお金がかかりすぎるので困難であることを説明。お互いのできる事、できないことが明確なため、納得してくれた。	
支援内容	車両入構許可証を発行した。また、障害者専用駐車スペースを確保した。	
その他	結果、学生が使用している車椅子を小型化することでエレベーターの問題は解消した。	
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備
	できなかった理由	エレベーターの改修という大規模な工事であったため

事例No.32

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

公立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 教務委員会・施設委員会・学生委員会・入試委員会	支援担当部署・機関 教務課学生支援・就職担当
肢体不自由学生への実施支援	解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、専用机・イス・スペース確保、エレベーター等の休止等の個別連絡、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	情報学	3年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者および出身学校から入学後の配慮について依頼があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	関係教職員(教務委員長、システム委員長、教務課長、入試担当、教務担当、学生担当、情報担当)
対応の手順	講義を実際に受講して初めて気づく点や、対応が生じることがあると思われるため、当該学生が履修する必修科目担当教員のメールリストを作成し、情報収集・情報共有することとした。
支援内容	(1)講義室における席の確保(受講に支障があると思われる講義室の机の配置について一部変更を行なった)。 (2)板書のカメラ撮影の許可(他の筆記可能な学生の撮影は不可)。 (3)ペンタブレットで文字や数式を入力することはできるが、紙に記載することはできないため、試験時には入力内容を印刷したものを紙に記載したとみなす。 (4)講義資料は紙でもよいが、PDF等のデータの方が使いやすいとのことで、なるべくデータを用意する(教員の対応可能な範囲で)。 (5)プログラミングの際などにコントロールキーを押しながらの操作(データのコピーなど)は困難であることから、介助者(保護者)が入力の補助をすることで対応する。 (6)車椅子を使用しているため、メンテナンス等でエレベーターの使用が制限される場合には、事前にメールで連絡をする。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.33

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 学生相談室委員会	支援担当部署・機関 学生課・保健室
肢体不自由学生への実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (頸椎損傷)	電子工学	4年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	部活動中の怪我による受傷によって障害を負った。学校として支援が必要と考え、支援委員会を立ち上げた。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生課
対応の手順	復学前に主治医より障害状況や学校生活上気をつける事柄について情報を得た。その後、支援委員会を中心に全学的に具体的な支援について検討した。
学生との話し合い	学生本人からの具体的な支援の申し出がない状況であったので学校側が提案し実施するという形で進んだ。
支援内容	介助員の配置、支援学生の選出、ハード面の整備(エレベーター、スロープ設置、体温調節が困難なため研究室の空調整備、休養室として保健室を利用、身障者用トイレに暖房設置、残存機能を活かしてタイピングができるソフトの開発およびメンテナンスなど)
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

もともと優秀な学生だったので専攻科に進学、無事修了できたが、その後の進路について活路を開くことができなかった。修了決定後に、本人より、復学後に学校側が準備した介助員の存在によって学生間で芽生えていた支援体制がうまく機能できなくなってしまったこと、学生本人はもっと学生間の交流を求めているが、その思いを学校側に上手く伝えられずにいたことを聞かされた。今後は、支援者本人のニーズを十分に把握し、望む支援が提供できるよう、まずはしっかりと信頼関係を築くことの重要性を痛感させられた。中途障害の人にとって、障害の受容は容易なものではなく、受容していない相手に、学校側がどう働きかければ良かったのか考えさせられた。エレベーターやスロープも実際に本人が使用してみると使いづらいところが多々あったが、学校側にそれを伝えていなかったことも分かった。整備をしたからと満足せず、適宜本人の困難感を確認し、個々の状況に合わせた整備調整が必要であった。



事例No.34

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 健康管理センター運営委員会	支援担当部署・機関 学生課 健康管理センター
肢体不自由学生への実施支援	教材の拡大、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、進路・就職指導、特別支援学校との連携、保護者との連携、通学支援（自動車通学の許可、専用駐車場の確保等）			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	経済情報学	1年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	特別支援学校から、オープンキャンパス時に対応した当該学科教員へ支援が必要であると申し出があった。 脳性麻痺により上肢に不随意運動があるため、講義でのノートテイクや食事方法など大学生生活全般について支援が必要である。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	特別支援学校から、当該学科教員へ連絡があった。
対応の手順	特別支援学校の教諭、コーディネーター、当該学部長、学科長、チューター、健康管理センター職員でケース会議を実施し、支援内容等が検討された。その後、本人、母親と一緒に学内施設の利用状況を確認して、担当部署に教室変更などの依頼をした。当該学科教員、職員、授業担当教員、ゼミ生に情報開示をした。
学生との話し合い	本人にも確認しながら支援内容について対策を立てたため、納得している。
支援内容	健康管理センター：食事時に健康管理センターの一室（個室）を提供。弁当を食べる際はゴム製シートと弁当箱固定の木枠をセッティングし、食べた後は、食べこぼした物の後片付け・掃除を行なう。足筆記をする場合は足筆記用の道具一式を教室へ運ぶ。担当部署へ回転椅子から固定椅子へ変更依頼。 チューター：ゼミ生に1科目だけノートテイクを依頼。大型キーボードの管理・設定。 授業担当教員：教科書をめくる。プリント等の資料を片付ける手伝い。黒板の板書のタブレットでの撮影許可、板書方法の工夫。テスト時間延長。足筆記時の準備。 クラスメイト：1科目のみノートテイク。荷物整理の手伝い。雨の日の学内移動は傘をさす。
学外連携	特別支援学校（出身校）
その他	学内ボランティアを利用した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

当大学では支援センターがなく、今回のような学生が入学してきた前例もないため、支援体制が整っているとは言えない状況である中、関係者が協力し合い、配慮やサポートを行なっている状況である。まだまだ、課題はあるが、本人は全ての講義に出席し、楽しく学生生活が送れていると話している。

## 学校基本情報

私立大学	全体の学生数 500～999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生・就職課
肢体不自由学生への 実施支援	試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、実技・実習 配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、 専用ロッカーの確保・使用許可			

## (1)支援の申し出

肢体 不自由	上下肢機能障害	福祉学	1年次	申し出者	本人以外
申し出内容	本人からは申し出はないが、合宿担当者が新入生合宿を企画する際に、電動車椅子にベルト で身体を固定しなければ移動が困難であるという本人の障害の状態を鑑みて、合宿所での2 泊3日の生活は困難であろうと考えた。しかし本人を合宿に行かせないのは障害者支援の原 則に反すると考え、さまざまな対応をした。				

## (2)対応について

申し出を受けた部署	合宿担当者(教員)
対応の手順	障害学生支援委員会に報告したのち、合宿担当者がほぼ独自に調整した。
学生との話し合い	学生のできることはさせるという原則で列車の運賃割引の手配を自分で実施するよう依頼し た。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合宿所近隣のバリアフリーホテルへの宿泊の手配。</li> <li>・ホテルから合宿所へのリフト付きタクシーの手配(2泊3日の朝夕の送迎)</li> <li>・合宿地までの列車の切符手配(本人に依頼。料金は後に清算)</li> <li>・介助者としてヘルパー資格のある4年生を依頼した。宿泊など常に同行する。</li> <li>・合宿所の階段に簡易スロープを設置</li> <li>・玄関階段の昇降は介護福祉士の資格のある教員の指導のもと学生を活用して実施した。</li> </ul>
学外連携	福祉タクシー
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

事例No.36

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000~9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生生活支援課
肢体不自由学生への実施支援	教材の拡大、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可、手動車椅子パンク時の代替貸出、電動車椅子故障時の代替車椅子(本人用)保管、バッテリー充電器保管、排泄失敗時の着替え保管、疲労時のベッドでの休養			

(1)支援の申し出

肢体不自由	他の機能障害	教養学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	母親より「90分授業や2コマ続けての授業は座位を保つことが困難なため、ベッドで横になる場所を作ってほしい」「トイレ内に横になるためのベッドを設置してほしい」「食事をする場所を提供してほしい」「着替えるための場所を提供してほしい」と申し出があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健管理センターがベッド休養、着替え場所、食事場所やトイレ内にベッド設置の依頼を受けた。
対応の手順	学生生活支援課と協議を行ない、ベッド休養する時間を決めるため、授業の時間割を確認した。
学生との話し合い	本人、母親と保健管理センター職員で、実際のトイレスペースと食事場所、ベッド休養室の確認を行なった。
支援内容	関節拘縮と不随意運動があるため、ベッド転落防止用のベッド柵4本とベッド柵の幅に合うマットレスを購入した。また、発汗が多いためベッド上に防水シートを常に敷いておく、不随意運動によりベッド柵に手をぶつけないよう毛布等で包むなどの環境整備を行なった。また、毎日トイレ介助時に使用するストレッチャーの出し入れを看護職員2名で対応しており、更に車椅子からベッドへの移動時の援助を行なっている。

## 学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生支援委員会	学生支援センター、保健センター、教務課、学生相談室
肢体不自由学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、提出物期限の配慮、個別指導			

## (1)支援の申し出

肢体不自由	他の機能障害 (ぼうこう機能障害 体幹機能障害)	社会学	2年次 男	申し出者	本人
申し出内容	上記、病状により授業内における配慮の申し出があった。				

## (2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援委員・担任・学生支援センター
対応の手順	担任教員、学生支援委員が支援内容のニーズの聞き取りを行なった後、学生支援委員会で協議した。その後、学生の履修科目の教員に支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生支援委員、担任教員が支援内容の希望を聞き取り、学生支援委員会での協議の結果と履修科目の教員の回答を学生に説明した。
支援内容	休憩時間にトイレに行く時間がかることがあるので遅刻することへの理解と許可、授業中にトイレに行きたくなるため中途退席の許可、病院へ通院しているため月1回遅刻することの許可、実習ノートやレポートを提出する際のパソコン使用許可、学内への車の乗り入れ許可。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.38

	授業、試験、移動、施設改修等			学外生活 (通学、入寮等)
--	----------------	--	--	------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	2～5人	学生生活委員会	学生支援室、教務課、学生課、国際交流課、入試課
聴覚・言語障害学生への実施支援		注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)		

(1) 支援の申し出

重複	下肢機能障害、 難聴、病弱・虚弱	学部	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		入学試験受験前に担任教員から大学の受入体制について問い合わせがあった。合格後、本人から、大学構内にある学生宿舎(身体障害者用の居室)への入居、学生宿舎から講義棟へのバリアフリー化(段差解消)及びトイレの汚物入れ設置について要望があった。また、授業では前の座席への着席あるいは、教員のマイク使用について要望があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入試受験前に学生課に受入体制について問い合わせがあった。その後、オープンキャンパスの相談コーナーで本人からの質問に各担当(入試担当、教務担当、学生生活担当)が応じた。
対応の手順	施設担当と構内の学生宿舎から講義棟までの移動時の安全確保、トイレの汚物入れ設置について協議した。また、教務担当に授業時の前の席での着席や教員のマイク利用について確認した。
学生との話し合い	基本的には車椅子を利用するが、装具を使い歩行することも可能であるとのことであった。
支援内容	移動時の安全確保のため、生垣の刈り込み、カーブミラー2本の設置、ゴミ収集所のコンクリート補修、スチールスロープ設置及び各所段差のコンクリート補修を行なうとともに、トイレに汚物入れを設置した。

# 索引

## 入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

### ■ 肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 10 (私立大学) オープンキャンパス、自己推薦入試	10
事例 No. 11 (公立大学) 座席配慮	11
事例 No. 18 (公立短大) 会場内移動支援	18

### ■ 肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 25 (国立大学) オープンキャンパス、専用駐車場、座席配慮等	25
〔学校規模〕 5,000～9,999 人	
事例 No. 29 (私立大学) 座席配慮、解答用紙の拡大、試験時間延長等	30

## 授業、試験、移動、施設改修等

### ■ 肢体不自由 上肢機能障害

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 1 (国立大学) 代筆、支援機器の持ち込み許可、試験時間延長等	1
〔学校規模〕 2,000～4,999 人	
事例 No. 2 (私立大学) 教材の拡大、パソコンの持込使用許可等	2
〔学校規模〕 1～499 人	
事例 No. 3 (私立大学) 試験時間延長、講義録音許可、解答用紙の配慮等	3

### ■ 肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 5 (私立大学) 車椅子の移動支援、送迎車の入構許可等	5
事例 No. 6 (私立大学) 代筆補助、授業の進捗状況や課題等の確認	6
事例 No. 9 (国立大学) 実習配慮 (スタンダップ型電動車椅子) 等	9
〔学校規模〕 2,000～4,999 人	
事例 No. 11 (公立大学) 自動車通学、実技科目の配慮等	11
事例 No. 12 (国立大学) 施設改修 (スロープ、手すり等)、テーブル付車椅子等	12
〔学校規模〕 1,000～1,999 人	
事例 No. 13 (公立大学) 扉の施錠に関する配慮	13
事例 No. 14 (公立大学) 施設改修 (手すり)、座席配慮、遅刻配慮、実技配慮等	14
事例 No. 15 (私立大学) 施設改修 (トイレ等)、移動支援、食事の配膳支援等	15

事例 No. 16 (国立高専)施設改修 (プール) -----	16
事例 No. 17 (私立大学)施設改修 (トイレ) -----	17
〔学校規模〕 500～999 人	
事例 No. 18 (公立短大)移動支援、座席配慮等 -----	18
〔学校規模〕 1～499 人	
事例 No. 19 (私立短大)施設改修 (シャワールームの設置、トイレ等) 等-----	19

## ■肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 20 (私立大学)専用机、専用パソコン、障害者用マウスの貸与等-----	20
事例 No. 21 (私立大学)移動支援、生活介助等 -----	21
事例 No. 23 (国立大学)実技配慮、移動支援等 -----	23
事例 No. 26 (私立大学)介助者の配置、設備改修 (机、トイレ) -----	26
〔学校規模〕 5,000～9,999 人	
事例 No. 28 (国立大学)介助者の配置 (受講、移動、食事等) -----	29
事例 No. 29 (私立大学)座席配慮、教室配慮、解答用紙の拡大、ノートテイク等-----	30
〔学校規模〕 2,000～4,999 人	
事例 No. 30 (国立大学)実技・実習配慮 (T Aによる補助等) -----	31
事例 No. 31 (私立大学)自動車通学、専用駐車場等 -----	32
〔学校規模〕 1,000～1,999 人	
事例 No. 32 (公立大学)座席配慮、板書撮影許可、解答方法配慮等-----	33
事例 No. 33 (国立高専)介助者の配置、施設改修 (エレベーター・スロープ) 等-----	34
事例 No. 34 (私立大学)ノートテイク、足筆記への対応、生活介助等-----	35

## ■肢体不自由 他の機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 36 (私立大学)設備改修 (トイレにベッド設置)、移動支援等-----	37
〔学校規模〕 2,000～4,999 人	
事例 No. 37 (私立大学)遅刻・中途退席の許可、レポート等のパソコン使用許可等-----	38

## ■重複

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 38 (国立大学)カーブミラーの設置、段差の解消等-----	39
---------------------------------------	----

## 進級、卒業、就職、学外実習等

### ■肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 7 (国立大学)長期履修制度の適用 -----7

事例 No. 8 (国立大学)教育実習中の支援学生の配置 -----8

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 10 (私立大学)新入生オリエンテーション (市内観光) での支援 -----10

### ■肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 20 (私立大学)転学部試験 -----20

事例 No. 22 (国立大学)ソーシャルワーク実習中の通勤、トイレ介助 -----22

事例 No. 24 (国立大学)学外実習での移動支援 (福祉タクシー) -----24

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 30 (国立大学)学外実習での移動配慮 -----31

〔学校規模〕 500～999 人

事例 No. 35 (私立大学)新入生合宿での配慮 (宿泊、移動、介助等) -----36

## 学生相談、カウンセリング等

### ■肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 21 (私立大学)定期的なカウンセリング -----21

## 学外生活 (通学・入寮等)

### ■肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 4 (国立大学)通学バス利用に関する配慮 -----4

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 9 (国立大学)自動車通学の許可、専用駐車場に屋根を設置 -----9

〔学校規模〕 1,000～1,999 人

事例 No. 16 (国立高専)プール、学生寮の風呂の改修 -----16

〔学校規模〕 500～999 人

事例 No. 18 (公立短大)通学バス利用に関する配慮 -----18

### ■肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 27 (私立大学)通学バス利用に関する配慮 -----28



〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 31 (私立大学) 車両入構許可、専用駐車場の確保-----32

■肢体不自由 他の機能障害

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 37 (私立大学) 車両入構許可 -----38

■重複

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 38 (国立大学) 学生寮への入寮 -----39